

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成26年 8月12日(火)午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(17人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員

13番 難波 克巳 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(1人)

14番 黒岡 勝美 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 中桐 敏憲 委員 16番 栗坂 正 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 7 号 船穂農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 8 号 真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 坂本 和司 主任 渡辺 徹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 池原次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>小野農地 部会長 (以下 「議長」)</p>	<p>ただ今から、平成26年8月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(17)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは(7)番(小幡 通隆)委員と(8)番(安田 公彦)委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小橋主幹と坂本主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて9件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が8件、使用貸借権設定が1件です。</p>

	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から9番について調査票をもとに説明】</p> <p>1番と3番は、使用借人と譲受人が同一人で、両方合わせて許可要件である下限面積を満たすこととなるため、東地区及び西地区協議会でそれぞれご審議いただきましたが、許可とのことでした。</p> <p>その他、2番及び4番から9番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番と3番は、2件合わせて農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしているものとして許可、2番及び4番から9番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から3頁9番までの計9件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということですので、議案第1号は、1頁1番から3頁9番までの計9件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に7件の申請がございました。</p>
議 長	
各委員	
議 長	
事務局	
早乗 副主任	

	<p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から7番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>5番についてですが、平成26年8月6日付で取り下げとなっております。</p> <p>その他の案件につきまして、許可基準からみた検討状況は、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、4頁1番から7番までの計7件の内、5番は取り下げ。残り6件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、4頁1番から7番までの計7件の内、5番は取り下げ。残り6件は、許可と決定いたします。なお、許可とした6件につきましては、8月25日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、5頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から10頁にかけて26件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農</p>

地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

1番についてですが、計画地の中に水路と道路が含まれています。これらについて用途廃止を行い、払い下げを受ける予定となっておりますが、用途廃止を行う前の境界確定ができていないため保留となっております。

今回、道路管理者・水路管理者に確認を行ったところ、境界確定・用途廃止を行う部分の表示登記が完了し、事業面積が確定したため異議なく許可とのことでした。

2番について申請地に一部隣地の駐車場がはみ出していたため、はみ出した部分を別途農地法第4条の許可申請を行う必要があるため保留となっていた案件です。

この度議案第2号の7番で許可意見とされているため、異議なく許可とのことでした。

15番についてですが、申請地に残土が捨ててあり、撤去を要することと、譲渡人は平成23年7月15日に農地法第3条の許可により耕作目的で取得しております。しかし、申請地は、平成22年6月3日付けで開発事前協議を行っていることと平成23年は耕作を行っていましたが、それ以降は耕作を放棄して、荒れている状況であることから、転売目的で購入した恐れもあります。これらについて、申請人から事情を確認する必要があるため保留とのことでした。

18番・19番は平成26年8月6日付けで取下げとなっております。

以上により、1番から14番、16番、17番、20番から26番の23件につきまして、別添の調査票のとおり問題なく、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

許可意見されました23件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、5頁1番から11頁26番までの計26件の内、18番、19番は取り下げ。15番は保留。残り23件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、5頁1番から11頁26番までの計26件の内、18番、19番は取り下げ。15番は保留。残り23件は、許可と決定いたします。なお、許可とした23件につきましては、8月25日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>また、1番についてですが、農地転用面積が2ヘクタールを超えているため農地法附則第2項第3号の規定により農林水産大臣と協議を行う必要があります。従いまして、速やかに中国四国農政局長へ協議書を提出するものとします。</p> <p>次に、11頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、11頁に1件の申請がありましたが、前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃貸人が主張する内容等について賃借人から弁明を求める必要があり、8月開催の地区協議会に賃借人を招致して、事情聴取を行う旨、ご承認をいただきました。</p> <p>今回、8月11日開催の倉敷南地区協議会において、賃借人を招致し事情を伺いました。聴取内容につきましては、お手元に配付しております意見聴取票(賃借人)に記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>聴取した内容は、</p> <p>1. 賃貸借の経緯について、2. 賃借料の支払いについて、3. 賃借人の耕作状況及び賃貸人の対応について、4. その他賃貸借について です。</p> <p>今回の案件について、倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、今までの事情聴取内容を整理し、精査する必要があるため保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号の1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、</p>

各委員	<p>ご意見はありませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから，議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に，12頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります，中桐委員さんと栗坂委員さんに関係する案件がありますので，農業委員会等に関する法律第24条により，議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(中桐委員 栗坂委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは，事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが，12頁から15頁にかけて29件の計画が，倉敷市農林水産課に提出され，農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は，賃貸借6件，使用貸借23件です。</p> <p>また，利用期間の更新は12件で，更新切れを含む新規は17件でした。</p> <p>面積は45,083㎡です。</p> <p>今回，利用権設定を受ける借り手につきましては，農地利用集積円滑化団体によるものが3件，農業生産法人によるものが1件，個人によるものが25件です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており，農業専従者は，1人以上確保され，必要な農機具も所有しており，書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして，29件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお，各地区協議会でご審議いただきましたが，すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p>

議 長	<p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は12頁1番から15頁29番までの計29件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、29件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんと栗坂委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 栗坂委員 入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんと栗坂委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、16頁をお開きください。議案第6号「倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>平成26年7月18日付(農第602号)で倉敷市長から倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>これらについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、29頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見</p>

	<p>聴取について」は、29頁の回答案で回答してよろしいかとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号は承認されました。</p> <p>次に、30頁をお開きください。議案第7号「船穂農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小林主任	<p>平成26年7月18日付(農第604号)で倉敷市長から船穂農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>これらについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、33頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明では、議案第7号「船穂農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は、33頁の回答案で回答してよろしいかとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。</p> <p>次に、34頁をお開きください。議案第8号「真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成26年7月18日付(農第603号)で倉敷市長から真備農業振興地域整備</p>

渡辺主任	<p>計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>これらについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、36頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第8号「真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は、36頁の回答案で回答してよろしいかとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第8号は承認されました。</p> <p>次に、37頁をお開きください。議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。37頁をご覧ください。2件の申請がありました。</p> <p>どちらも被相続人は同一人物で、相続人は養子と2女で、2分の1ずつ相続すべき分割協議済みです。特例適用を受けようとする農地と申請人の自宅の所在は連島町鶴新田で、2人の相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、いずれも自宅の周辺にあり、被相続人、相続人ともに通作距離も問題なく、被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。</p> <p>また、申請農地は連島南小学校と、連島南幼稚園の東約150m以内にある市街化調整区域内の田で、いずれも農業委員会の農家台帳上耕作権の設定はありません。1681番1、1682番1、1683番1は続き地です。</p> <p>そして、相続人は被相続人の死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に農業経営を開始し、引き続き経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対</p>

	<p>象となる要件に該当するものとして、承認が相当と判断しました。</p> <p>なお、相続開始の日は平成25年12月10日で、期限内に申告予定です。</p> <p>これらの調査内容について南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、37頁の1番2番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第9号は2件全て承認されました。</p> <p>次に、38頁をお開きください。議案第10号「農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本でございます。説明させていただきます。</p> <p>「議案第10号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」でございますが、38頁から53頁にかけて3件の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請が農林水産課に提出されました。</p> <p>その内容は農地利用集積円滑化団体である、一般財団法人 倉敷市船穂農業公社、岡山西農業協同組合、倉敷かさや農業協同組合より、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、「農地利用集積円滑化事業規程」の変更承認申請が倉敷市農林水産課にあり、農業委員会の決定を求めるものです。</p> <p>【各々の団体から提出されました円滑化事業規程改正案の新旧対照表及び変更後の農用地利用集積円滑化事業規程は、39頁から添付しておりますのでご参照ください。】</p> <p>なお、今回の事業規程の変更は、農業経営基盤強化促進法の一部改正等により、平成26年度から農地保有合理化法人の制度が廃止され、また、農地中間管理機構</p>

の制度が開始されたことに伴うものであり、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「農地保有合理化事業」を「特例事業及び農地中間管理事業」に変更することとなっております。

このことについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」は、内容が適当であり承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしとのことですので、議案第10号は承認されました。

以上で審議案件は終了いたしました。

次に54頁をお開きください。

ここからは報告案件です。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

57頁をお開きください。

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

59頁をお開きください。

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

65頁をお開きください。

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

66頁をお開きください。

報告第5号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて

67頁をお開きください。

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて

一括して事務局に説明をお願いします。

事務局
渡辺主任

54頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、54頁から56頁にかけて13件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に57頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、57頁から58頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に59頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、59頁から64頁にかけて38件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に65頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、65頁に3件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に66頁をお開きください。

報告第5号「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、66頁に1件の取り下げが農業委員会に提出されました。

次に67頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて」でございますが、67頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成26年9月9日(火)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時40分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成26年8月12日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員